



Title	個人の権利を巡るEUデジタル法政策の展開と効力射程の検討
Author(s)	
Citation	令和6（2024）年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書. 2025
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/101259
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

令和6年度大阪大学未来基金「学部学生による自主研究奨励事業」研究成果報告書

ふりがな 氏名	ひらやま こうき 平山 皓貴	学部 学科	法学部 法学科	学年	2年			
ふりがな 共 同 研究者氏名	なかやま ももか 中山 桃花	学部 学科	法学部 国際公共政策学科	学年	1年			
アドバイザー教員 氏名	西連寺 隆行	所属	国際公共政策研究科					
研究課題名	個人の権利を巡るEUデジタル法政策の展開と効力射程の検討							
研究成果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当初EUでは既存の法令解釈から権利を導き出し、後に権利として明文化された。 ・日本では特定の名前は用いられないものの、権利としては認められており、適用例も存在する。 ・EUの判例の比較からは、日本の判例がEUの判例をどこまで参考にしているか明らかでない。 							

I はじめに

デジタル社会と言われる現代においてデジタル機器なしに生活することは難しい。検索サービス及びSNSサービスを利用した情報検索やコミュニケーションは、もはや日常的な行動であり生活の利便性の維持と向上に不可欠である。この点においてこれらのサービスの重要性や生活に及ぼす影響は日に日に増している。しかしながら「デジタルタトゥー」という言葉で表されるように、一度インターネット上にあげられた情報は完全に消すことは難しい。インターネット上の誤情報や既に参照される必要がなくなった情報や報道を誰かに見られ、場合によっては誤った人物像や印象を形成されてしまう懸念がある。このような個人の情報を、特に過去の情報を「見られたくない」「忘れてほしい」という気持ちが権利として主張されるのが「忘れられる権利」である¹。

本研究では、「忘れられる権利」が欧州において判例はこれまでどのような権利として認められてきたのか、そして明文化によって何か変わったのか、日本において同権利はどのように考えられているのかを判例を中心に調査し、明らかにすることが本研究の目的である。

なお、本稿において、「データ」と「情報」は意図した定義の違いはなく、日本語として自然になるように単語を選んだ。

II 「忘れられる権利・消去権」の定義

2014年に欧州司法裁判所（以下、CJEU）が初めて「忘れられる権利」を認め、その後2016年にはEUの一般データ保護規則（以下、GDPR）において「消去権」として明文で規定がされた。しかし、「忘れられる権利(right to be forgotten)・消去権(right to erasure)」について明確な定義は存在しない。EU法の概説書では「特定の場合において個人に関するデータを検索エンジンから消去する権利」との簡潔な説明にとどまっている²。2014年のCJEUの先決裁判についても、大方「忘れられる権利(right to be forgotten)」が認められたと考えられているが、厳密にはこの権利を扱っているわけではないという指摘もある。Jef Ausloosは、「リストから除かれる権利(right to be delisted)」³と表現している。また、2019年の先決裁判では、「参照解除権(right to de-referencing)」という語を使用している。さらに、H. Kranenborgは、本件で問題となっているデータは、裁判後に検索エンジンにおいて検索結果として表示されなくなったにすぎず、またWebページ側の責任については明確にしな

¹ 松井（2020）329~330頁

² Paul Craig and Grainne de Burca, (2020) p.440

³ Jef Ausloos (2020) p.7

かったことで、実際には「忘れられる」のではなく、インターネット上の「アクティブな記憶(active memory)」から情報が消されただけに過ぎない⁴と、指摘している。

様々な見解はあるが、2014年に認められたデータ主体の権利は、実際にその名を冠したGDPR第17条が規定する権利と遜色ないほどと同じである以上、「忘れられる権利・削除権」の存在、及び権利を検索エンジン事業者に対して主張することを認めたものであると解釈することが妥当だろう。

III EUにおける「忘れられる権利」の確立及びその後の展開

III-1. Google Spain事件 先決裁判 (2014年、Case C- 131/ 12)

欧州司法裁判所が史上初めて「忘れられる権利」を認めた先決裁判である。本先決裁判は、EU基本権憲章及び1995年個人データ保護指令（以下、95年指令）を参照し、検索エンジン事業者が負うリンクの削除責任、特定種類の個人情報へのリンクの削除を求める権利を認めた。データ主体のアクセス権と異議申し立て権を規定した95年指令第12条及び第14条から検索エンジン事業者が負うリンクの削除責任とデータ主体の権利としての忘れられる権利を導いた。データ主体のリンク削除権は、その都度対立する権利との利益衡量が必要であるとしながらも、原則として、検索エンジンの経済的利益及びインターネットユーザーの知る利益に優先することを示した。

データ主体がリンク削除を請求できる基準として、Webページの公開当時は合法な公開かつ正確な情報であったとしても、情報処理の目的に照らし、公開から経過した時間も考慮し、その情報が不適切、無関連もしくはもはや関連がない、必要以上（過剰）、もしくは不正確、最新ではないであることなどを示した。さらに、情報そのものの性質や情報に対する公衆の利益、データ主体の社会的地位によって利益衡量の結果は変わりうるとした。また、そしてこの権利を主張するためには、実際にデータ主体に不利益が生じている必要はないとした。

III-2. GDPRの成立及び施行 (2016年及び2018年)

GDPR第17条によって「忘れられる権利・削除権」が明文化された。判例においてWebページ管理者に対する主張については判断されていないが、95年指令では「専らジャーナリズム目的」の場合には免除されるのに対して、GDPRのもとでは「ジャーナリズム目的を含む」場合に免除の適用条件が緩和されているように、免除の適用がより厳しくなっており、よりデータ主体に有利な規定となった。さらに、GDPR下においては、ジャーナリズム目的と表現及び情報の自由の権利について各加盟国が決めることとされており、そのために、CJEUが地理的適用範囲事件で指摘した通り、加盟国によって検索エンジン事業者のリンク削除義務が免除されるかどうか利益衡量の結果が異なりうるであろう。

III-3. 地理的適用範囲事件 先決裁判 (2019年、Case C- 136/ 17)

本件では、「忘れられる権利」が認められる場合に、検索エンジン事業者のリンク削除義務が及ぶ地理的範囲が争われた。本件と次節の先決裁判では95年指令とGDPRの両方を参照した。

原則として全加盟国でリンク削除の削除を実施しなければならぬとしたが、特にGDPR下ではリンク削除義務の免除事項の規定と、権利と対立する公衆の利益は加盟国ごとによって異なる可能性があるため、利益衡量の結果が加盟国ごとに変わりうることを指摘した。

III-4. Google2事件 先決裁判 (2019年、Case C 507/17)

Google Spain事件より具体的なケースについて判断したものである。95年指令第8条及びGDPR第9条が規定する特殊なカテゴリーのデータ⁵につながるリンク削除について判断された。

特殊なカテゴリーのデータに関するリンクは、個々のケースのすべての関連事項に基づきプライバシー及び個人データ保護の基本的権利への侵害の重大さ及び実質的な公益の理由を考慮して、削

⁴ Christopher Kuner, Lee A. Bygrave, Christopher Docksey, ed (2020) p.479

⁵ 具体的には、個人の政治的意見、健康データ、犯罪歴、性的志向、信仰宗教などが該当する。

除するべきか判断しなければならないとした。また司法手続きや犯罪、有罪判決などは、その刑事手続き以前の段階に関連し、手続きの進行状況から現在の状況にもはや関係がなく、公共の利益と関連するすべての事情を考慮して、削除権がインターネットユーザーの（知る）権利に優先する場合に削除が認められたとした。具体的な考慮事項として、犯罪の性質と重大性、訴訟の進捗状況と結果、経過した時間、データ主体が公的生活で果たした役割と過去の行動、要請時の公衆の関心、公開の内容と形式、公開がデータ主体に及ぼす影響などが挙げられている。

IV 日本における判例の展開

2014年のCJEUの判決を受けて、日本でも「忘れられる権利」を主張して検索エンジン事業者に対して検索結果からのリンク削除を請求する訴訟が起こされるようになった。判例の展開を明らかにする3件の判例を紹介する。また使用する単語はできるだけCJEUの判例に合わせた。

大阪高裁は2014年に、最高裁は2017年にそれぞれ検索結果からのリンク削除請求を棄却した。大阪高裁は、検索エンジン事業者の意思に基づいて検索結果が表示されているというべきであり、よって原則として逮捕事実はデータ主体の名誉を毀損するもので違法であり、また逮捕事実はプライバシーな情報であり、検索結果に表示することは社会での更生を試みるデータ主体に一定程度の被害を被らせ得るものであるとした。しかし、判断基準として、逮捕からわずか2年しか経っていないこと、そのため社会的関心はいずれも高く、公共の利害に関する事実であること、検索結果の表示方法がことさら不当なものではないことを挙げ、逮捕事実の表示によるデータ主体が被る不利益と公表する理由の比較では、後者が前者に優越するとし、名誉毀損とプライバシー侵害のいずれの不法行為も成立しないとして、削除請求を棄却した。2017年の最高裁でも、検索結果の提供は検索エンジン事業者自身による表現行為という側面があると指摘し、検索結果からの削除は表現行為と検索エンジンの社会的役割に対する制約になるとした最高裁は、リンク削除の是非を判断する一般的な比較衡量の判断基準を示した。これによると、当該事実の性質及び内容、当該URL等が提供されることによって当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量している。さらに比較衡量の結果、事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合という、明白性要件をも挙げた。そのうえで、逮捕事実（本件では児童買春）がプライバシーとして公表されない利益は法的保護の対象となるが、社会的に強い非難の対象となる刑罰であること、事実が伝達される範囲が限定的であること、逮捕以降は犯罪を犯さず民間企業に勤めていることを考慮して、公表されない法的利益が優越することは明らかではないとして、リンク削除請求を棄却した。

一方、札幌地裁は2019年に検索結果からのリンク削除を認めている。本件は判断の核心的部分に前述の最高裁判例を引用して判断した。本件の逮捕事実は強姦の被疑によるものでありこれが報道されたが、後に嫌疑不十分として不起訴処分となった点に特異性がある。不起訴処分に加え逮捕から7年以上経過していること、リンクを表示し続ける社会的必要性が低いこと、逮捕事実のウェブサイトを閲覧したものが有罪の嫌疑を抱く可能性が高く、また現在においても有罪の嫌疑を身近な人に抱かれたまま日常生活を送っていることからデータ主体の具体的被害の程度が大きいことを認め、事実を公表されない法的利益は明らかに優越するとして、データ主体はリンク削除を求めることができると判断した。

V 「忘れられる権利」に関する判例の日EU比較

日本において検索エンジンの検索結果からのリンク削除請求の訴訟はEUほど多くないと思われる。また、他の国内判例についても逮捕歴に関する情報のリンク削除を争っているものがほとんどであり、信仰宗教や性的関係をも扱ったGoogle2事件のような事案は確認できなかった。そもそも日本には忘れられる権利を直接的に導く法令は存在せず、前述した判例のように、あくまで人格権・名誉権・プライバシー（権）への侵害に基づいてリンクの削除を請求するほかない。そのため、Google Spain事件やGoogle2事件で示された判断枠組みや私的などとは異なる点が散見される。

1点目は、検索結果の表示が検索エンジン事業者自身の表現行為と捉えるかどうかである。国内判例では、検索結果の表示方法は事業者が決定していることを念頭に置いて、たとえ処理が自動的に実施されているとしても、その検索結果には事業者の意思が反映されていると考えているようである。この点CJEUは検索結果の表示行為は単に法令が適用されるデータ処理としか見なしておらず、

2014年の法務官意見では、検索結果の表示行為において表現の自由を行使していると指摘されていた点は、裁定では触れられていなかった。最高裁が検索結果からの削除は検索業者による表現の自由の制約となると言及しているものの、この点が、最終的に判断を異にする影響を与えることは、特に最高裁判例以降は、その判断枠組みからするとEUにおいても日本においてもほとんど考えられないと言えるだろう。

2点目は、原則論の違いである。CJEUは、リンク削除権は原則として経済的利益及びインターネットユーザーの知る利益に優先するとした一方、最高裁はそのような原則論は示していない。この原則論の存在は、根拠となる法令が存在することも相まって、EUではよりデータ主体に有利な判断がなされることになるだろう。

3点目は、権利の主張に実際の不利益が必要か否かの違いである。CJEUは不要であると明言している一方で、日本では権利への侵害に基づいて削除請求をすることになる、つまり不法行為に対する差し止め請求や侵害排除請求という形態を取らざるを得ないため、実際に何らかの不利益が生じていることが必要となるだろう。確かに日本の判例においては、データ主体の現在の不利益を重要視しているようにも思われる。これは、不利益が生じる前に削除を請求できるかどうかにつながり、EUにおいてより権利が保障されやすくなっている。

4点目は、明白性の要件の存在である。最高裁は、削除が認められる要件として、公表され続けることで生じるデータ主体の不利益が公表され続ける理由や公衆の利益に明らかに優越することを求めているものの、CJEUは原則論を念頭に利益衡量を行うのみという判断枠組みの提示に留まる。明白性の要件があること、またその明白性の基準が明確ではないことは、国内においてリンク削除が認められにくくなる大きな要因となりえるだろう。

5点目は、裁判管轄権の根拠である。CJEUは、Google（検索エンジン事業者）が法規の適用対象であることを判例の中で明確にしている一方で、日本の裁判所は管轄権の基礎を明らかにしないまま訴訟手続きを進めている。同様に、CJEUは検索エンジン事業者が負う責任の範囲を一般論として提示しているものの、日本の裁判所はこれを示していない。

もちろん、CJEUと最高裁で共通する点もある。

1点目は、Webページ管理者自体の表現の自由や情報の自由について検討していないことである。CJEUも最高裁も、検索結果からリンクを削除することがそのリンク先のWebページに対してどのような影響を与えるか全く言及していない。確かに、リンク削除が一般大衆の知る権利などの制約につながることは議論し、比較衡量にも含まれているにも関わらず、Webページ管理者の権利については議論や考慮がなされていない。

2点目は、司法手続きに関するリンク削除の比較衡量の基準である。具体的に列挙している内容に差異はみられるものの、両裁判所とも事実や事件に関わる全ての事情を衡量するよう示した。ただこれは、衡量結果が同じになることを示唆しているわけではないことには留意が必要だと考えられる。Google2事件判決を踏まえて、フランス国務院は約10年前の未成年への性的暴行事件の7年の実刑判決を報道する記事へのリンク削除を認めた。直接比較できるような国内判例を挙げることは難しいが、約6年前の児童買春の報道記事を扱った最高裁判例を踏まえると日本では認められない可能性が高いと考えるのが自然だろう。

3点目は、両裁判所とも経るべき年数を明示していない点である。情報が何年経てば、EUにおいてはもはや関連が無くなるもしくは必要以上のものになるのか、日本においては社会的関心が低くなるのか、現時点では法的予見性に欠けるため、今後の判例の蓄積が望まれる。

最後に、最高裁が「忘れられる権利・削除権」に等しいデータ主体の権利が存在することは認めしており、実際に札幌地裁において最高裁の示した基準に基づいてその権利の適用が既に認められていることは、権利が形式的な概念に留まっておらず、日本においても権利に実質的な効果が伴った例が存在するという点において大いに注目すべきことであろう。

残念ながら、上記の比較からは、日本の判例がどれほどEUの判例を参考にしているかを断言することはできない。

VI 結論

科学技術の発展に応じて、人権の発展、そして人権を保障する法制度の発展も必要である。

「忘れられる権利」は先決裁定というEUの法制度システムが大いに活用されたことによって確立し、その権利の在りようが明確になった権利である。日本の各裁判所がCJEUの判例を参考にしているのかは不明であるが、データ主体はCJEUの判例を参考に権利を主張し始めたことは言うまでもない。日本には直接的に「忘れられる権利・消去権」を保障する法令は存在しなかったが、最高裁は権利の存在を認め、後には実際に検索結果からのリンクの削除も実現した。CJEUも当初、既存の法令を解釈することで「忘れられる権利」を導き、その後権利が明文化された。今後、日本でこの権利が明文化されるのかは不透明だが、EUの前例を見る明文化される場合、条文としてさらに明確な規定がされる可能性も高いだろう。ただ本研究でも明らかになった通り、権利を認める際に最高裁はCJEUに比べてより厳しい要件を課しているため、「忘れられる権利・消去権」の日本の規定はEUのそれよりもいっそう厳しい基準が定められるだろう。一方で、考慮するべき事項に大きな違いが認められないことも改めて指摘したい。このことは、自由民主主義的価値観を共有する両裁判所間で権利を制約するべき事由や認められるべき事由には大きな差異はなく、あくまでどれほどデータ主体者の主張を支持するかという差に違いないだろう。ただ決して対立する権利である、表現の自由や情報の自由という大衆の利益をEUが軽視しているわけではない。

補足的な論点であるが、EUの厳しい規制によって、各企業が遵守に努めている一方、この規制及び遵守がグローバルな広がり方をしているとは指摘しがたいだろう。実際、札幌地裁の件においては訴訟前にGoogleはデータ主体からのリンク削除リクエストを理由も開示せずに拒否していた。またGoogle Spain事件判決以降、Googleは「忘れられる権利」に基づく削除に関する統計などの情報を「透明性レポート」として公表しているが、これは欧州のみの情報にとどまっており、EU域外の国における状況を確認することができない。

「忘れられる権利・消去権」に関して核となる基準や判断枠組みはCJEUが示したこと、今ではケースごとに個別の判断を行っている状況であるとみられる。判例が積み重なることで、具体的な事柄ごと、経過年数ごとの類型でのリンク削除可否の予見性が増すだろう。法制度も含め今後の「忘れられる権利・消去権」の展開に注目したい。

参考文献一覧

書籍

- Christopher Kuner, Lee A. Bygrave, Christopher Docksey, ed (2020), *The EU General Data Protection Regulation (GDPR) A Commentary*, Oxford University Press
- 石井夏生利 (2020) 『EUデータ保護法』、勁草書房
- Jef Ausloos (2020), *The Right to Erasure in EU Data Protection Law -From Individual Rights to Effective Protection*, Oxford University Press
- 中村民雄=須綱隆夫編著 (2019) 『EU法基本判例集 [第3版]』、日本評論社
- 松井茂記 (2020) 『表現の自由に守る価値はあるか』、有斐閣
- メグ・レタ・ジョーンズ (2021) 『Ctrl+Z 忘れられる権利』、石井夏生利[監訳]、勁草書房、
- Paul Craig and Grainne de Burca (2020), *EU LAW -Text, Cases, and Materials- Seventh Edition*, Oxford University Press

裁判例（判例、先決裁定及び法務官意見）

Case C- 131/ 12, (ECLI:EU:C:2014:317)

Opinion of Advocate General Jääskinen in Case C- 131/ 12, (ECLI:EU:C:2013:424).

Case C-507/17, (ECLI:EU:C:2019:772)

Case C- 136/ 17, (ECLI:EU:C:2019:773)

ECLI:FR:CEORD:2019:401258.20191206

大阪高等裁判所 平成27年2月18日判決 (平成26年(ネ)第2415号)

最高裁判所第三小法廷 平成29年1月31日決定 (平成28年(許)第45号)

札幌地方裁判所 令和1年12月12日判決 (平成30年(ワ)第2390号)

雑誌

高橋和広 (2021) 「ドイツ連邦通常裁判所によるGDPR17条の解釈」情報法研究第10巻101~110頁、有斐閣

中西優美子 (2014) 「GoogleとEUの『忘れられる権利(削除権)』(VI(2))」自治研究第90巻第9号96~107頁、第一法規

中西優美子 (2021) 「『忘れられる権利』と検索エンジン事業者のリンク削除義務(II(11))」自治研究97巻5号93~105頁、第一法規

宮下紘 (2020) 「GDPRの裁判例と執行例-GDPR適用開始から1年を振り返る-」EU法研究第7号35~74頁、信山社

Samuel D. Warren and Louis D. Brandeis (1890), *The Right to Privacy*, Harvard Law Review, Vol.4, No.5, 193~220

法令及び条約

DIRECTIVE 95/46/EC (OJ L 281, 23/11/1995)

Regulation (EU) 2016/679, General Data Protection Regulation (OJ L 119, 4/5/2016)

The Charter of Fundamental Rights of the European Union (OJ C 303, 14/12/2007)